○国土交通省告示第八百十二号

神津島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　空港の名称及び位置　神津島空港　東京都大島支庁管内神津島村

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和六十二年運輸省告示第六百三十二号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度十一分二十二秒　東経百三十九度八分零秒　標高百三十七・七メートル

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ハ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

⑵　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

⑶　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

⑷　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロヘ'及びハト'）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十八年八月一日

第一図　神津島空港

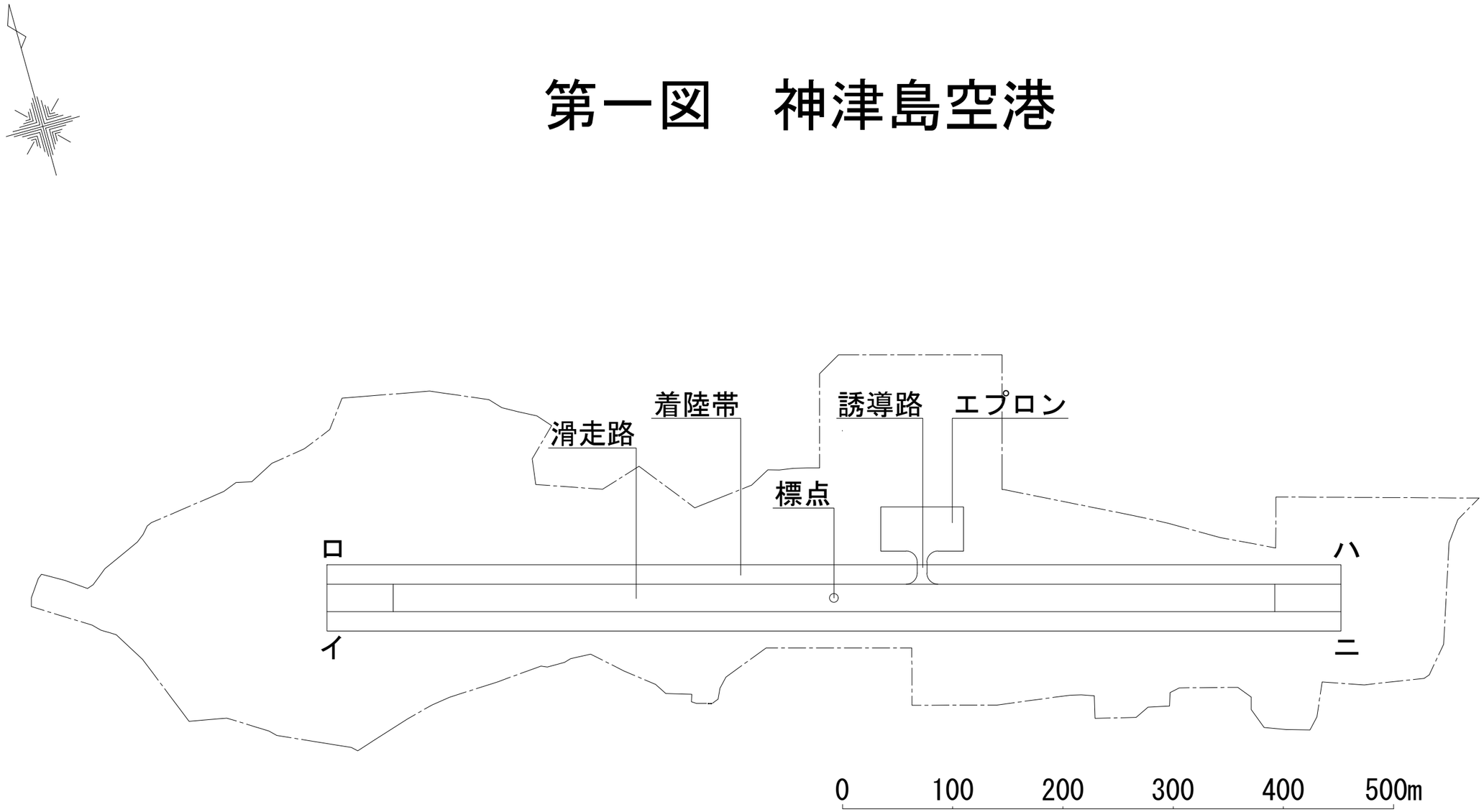

第二図　神津島空港

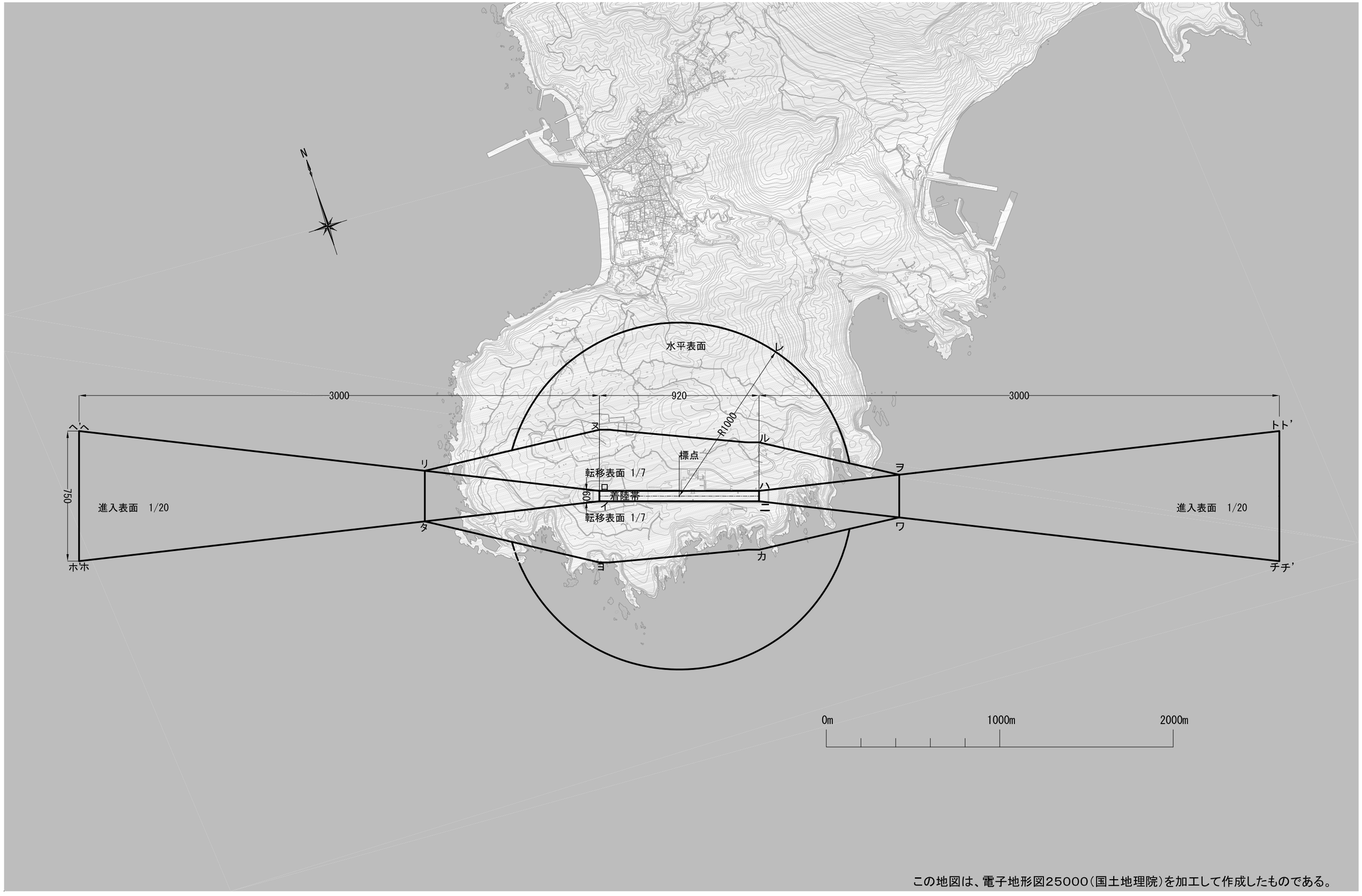

この地図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成したものである。